

## 郡山市保健所依存症健康相談事業実施要綱

平成9年4月1日制定

令和4年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(目的)

第1条 この要綱は、本市保健所における精神保健及び精神障害者福祉に関する業務の一環として、保健・医療・福祉等の関係機関及び自助グループ等の関係団体との連携により、家族や本人に対するアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル依存症等に関する正しい知識の普及、啓発、相談及び指導などの総合的な施策を推進し、もって依存症患者等の発生予防対策と適正な医療並びに社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この事業は、郡山市保健所（以下「市保健所」という。）で実施し、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 依存症予防に関する普及啓発・情報提供事業

依存症等の発生予防のため、家族、本人及び一般市民に対し、正しい知識の普及及び啓発を行う。また、情報の不足から必要な支援につながっていない者に、相談場所を周知するなど、利用可能な社会資源について情報提供を行う。

(2) 依存症健康相談支援、家族支援事業

ア 相談窓口の設置

依存症患者及びその家族に対して、嘱託医及び保健師等による健康相談を行う。

イ 依存症相談会

依存症に悩む本人及び家族が、依存症に関する正しい知識や回復に向けての支援方法を習得する場とするほか、相互に体験を分かち合い、自ら問題を解決し、回復していく力を育てる場として開催する。

(3) 民間団体の育成・指導・援助及び民間団体との連携

依存症患者等の社会復帰のため、自助グループ等の民間団体による援助活動が効果的に行われるよう、その育成、指導、援助に努める。また、相談支援や家族支援において、自助グループ等の民間団体と連携しながら、地域の社会資源の情報提供や依存症患者と民間団体の支援者との関係づくり等を行うことで、依存症者が回復できる環境を整える。

2 市保健所は、本事業の実施にあたり、市内の依存症の実態や、依存症に関する現状等の把握に努めるとともに、資料の収集等を行い、事業への活用を図るものとする。

(遵守事項)

第3条 この事業実施において知り得た個人に関する秘密を守らなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。